

おかやま A I ・セキュア I o T 共創コンソーシアム秘密情報取扱規程

本規程は、共同研究講座等開設事業（I o Tセキュリティ・A I 分野）（以下「事業」という。）において、I o Tセキュリティ・A I 分野の共同研究の促進を図ることを目的（以下「本目的」という。）として形成するおかやま A I ・セキュア I o T 共創コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）における秘密情報の取扱いについて規定するものである。

なお、コンソーシアムにおけるワーキンググループ等により本規程と同等以上の守秘義務を課す場合には、本規程に優先して適用するものとする。

（秘密情報の定義）

第1条 本規程において秘密情報とは、開示者において秘密情報として適切に管理・保管されている情報であって、被開示者に対して開示される次に掲げるものをいう。

- （1）開示者から被開示者に、書面その他の記録媒体で開示された情報であり、提供又は開示の際に秘密である旨の表示が明記されたもの。
- （2）口頭で開示されかつ開示に際し秘密である旨明示されたもので、当該秘密情報の開示後30日以内に、その内容を書面で被開示者に通知されたもの。本号に準拠していない情報は秘密情報から除外する。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当するものは、秘密情報には含まれないものとする。

- （1）開示・提供を受ける以前から公知、公用の情報
- （2）開示・提供を受ける以前から自ら保有していた情報
- （3）開示・提供を受けた後、自らの責めによらず公知、公用となった情報
- （4）開示・提供を受けた後、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わず開示を受けた情報
- （5）第三者への開示・提供について、書面により事前に開示者の同意を得たもの

（秘密保持）

第2条 被開示者は、前条第1項に基づき開示者から開示された秘密情報について秘密を保持し、第三者に開示又は漏洩してはならない。

（目的外使用の禁止）

第3条 被開示者は、開示者の事前の文書による承諾なしに、開示者から開示された秘密情報を本目的以外に使用してはならない。

（資料の管理、返還）

第4条 被開示者は、開示者から提供された秘密情報について、自己の責任において散逸、漏洩なきよう管理するとともに、事業終了時に、又は事業期間中においても開示者から要求があり次第、速やかに開示者へ返却、又は開示者の指示に従い破棄するものとする。

(漏洩防止)

第5条 被開示者は自己の役員、従業員、教職員、学生に対して秘密情報を開示する場合は、本目的を達成するために必要最小限の範囲にとどめ、以外の者に開示してはならず、開示者の書面による承諾を得ないで、秘密情報を複写又は複製してはならず、秘密情報の第三者への漏洩を防止するよう責任をもって対処するものとする。

(有効期間)

第6条 本規程の存続期間は、コンソーシアムの終了後3年間有効に存続するものとする。なお、特定の秘密情報について、開示者、被開示者の書面による同意に基づき、守秘義務等の存続期間を別途定めることができる。

2 前項の規定は、コンソーシアムから途中脱退した会員にも適用される。

(協議事項)

第7条 本規程に定めのない事項が生じたとき、又は本規程の解釈に疑義が生じたときは、開示者、被開示者双方が誠意をもって協議のうえこれを解決するものとする。

附 則

この規程は、令和2年3月19日から施行する。